

友人の紹介による投資用USBのもうけ話に御注意！！

学生をターゲットとして高額な投資用USBメモリを購入させるトラブルが後を絶ちません。友人から「儲かる話がある。」と呼び出された後、突然勧誘され、高額な借金をして購入させられますが、もうからず、借金を返済するため、ほかの友人を勧誘する立場に立たされます。

注意すべきポイント

ポイント1 はっきり断りましょう！

親しい人からの誘いだからと安易に出掛けて行くと、見知らぬ業者を紹介され、断りづらい状況に…。不要なときははっきり断りましょう。要らないと断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。

ポイント2 借金を勧められたら要注意！

「お金がない」と断っても、「投資のもうけで借金は返せるから大丈夫」などと言われ、収入額などについてうそをついて学生ローンや消費者金融で借りよう勧めてくる場合があります。

ポイント3 投資にはリスクが必ずあります。

知識・経験なく投資を行えば、大きな損失につながるおそれがあります。悪質な業者は、学生や投資経験のない人には難しいハイリスクハイリターンな投資方法を勧める場合があります。

ポイント4 断りきれず購入してしまったら…すぐにクーリング・オフ！！

商品開封後でも、8日間（訪問販売）、20日間（連鎖販売取引）以内なら、クーリング・オフ（契約解除）が可能です。[下記の188・お近くの消費生活センターへ御相談ください](#)。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、諦めずに相談しましょう。

ポイント5 友人関係のトラブルを生むおそれも…。

業者から、新たに友人を紹介すれば紹介料を支払うと持ち掛けられる場合があります。友人関係が壊れ、加害者になってしまいます。

ポイント6 高額な契約をする前には、周りの人に相談を。

悪質な業者は「親や周りの人には内緒」などと言って契約に持ち込みます。高額な契約をするときは、周りの人に相談しましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を

- 消費者ホットライン（全国統一番号） **188（局番なし）** 身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- クーリングオフ通知の書き方 http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html



START

- ① 友人から、投資に興味を持たせる会話
→会う約束

友人＝**営業員A**

消費者

・すぐ稼いでいる人がいる。
・話だけでも聞いてみない。

《1日目》

- ② 突然、投資用USBメモリの勧誘

《後日》

営業員A

消費者

・システムにAIが入っているから簡単に稼げる。

喫茶店等

《少しして》

営業員B

消費者

このシステムが入ったUSBは、53万円。

稼げる話って、USBの販売のことだったのか！？

《その後》

営業員A

消費者

近くに別の先輩がいるから会いに行こう！

勧誘から契約までの流れ

《数週間後》

- ⑥ 紹介料ビジネスを勧められる

消費者

業者

借金を返すため仕方ない

友達を紹介してくれたら6万円あげるよ。

⑤ 契約

業者

消費者

契約書

使ったけど、もうからない...

《翌日》

- ④ 学生ローン等で借金

消費者

営業員A

学生ローン

- ③ 借金を勧められる(深夜・未明まで)

消費者

消費者

営業員A

営業員C

別の店

すぐ返せるならいいか

アルバイトで月15万円を稼いでいるとぞをつけば、お金は借りられるよ。

借金は投資の利益ですぐに返せるよ。